

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、建設現場作業員として就労していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、C内の資材倉庫で、足場の板の上の材料を確認しようとして、高さ約〇mの足場から転落し負傷した（以下「本件災害」という。）。
- 請求人は、直ちにD病院に受診し、「右大腿骨転子部骨幹部骨折、腰部打撲」等と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 本件は、請求人が障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応する障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 請求人

（略）

- 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定及び判断

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、負傷後の疼痛により仕事ができない状態であるから、障害等級第9級を超える障害に該当すると主張するので、以下検討する。

(2) 右膝関節の関節可動域について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、それぞれ健側可動域の4分の3以下に制限される状態にあると述べている。

もっとも、右股関節の可動域について、F医師は、患側可動域は95°、健側可動域は125°であるとしているところ、E医師は、患側可動域は80°、健側可動域は140°であるとしている。

そこで、請求人の障害等級について、参考運動である外旋・内旋の関節可動域を含めて検討すると、E医師の測定結果によると、右股関節の機能障害は「1下肢の3大関節中の1関節に著しい障害を残すもの」（障害等級第10級の10）に該当し、右膝関節は「1下肢の3大関節中の1関節に障害を残すもの」（障害等級第12級の7）に該当することから、併合して障害等級第9級となる。また、F医師の測定結果によると、右股関節及び右膝関節ともに「1下肢の3大関節中の1関節に障害を残すもの」（障害等級第12級の7）に該当することから、併合して障害等級第11級となる。

したがって、請求人に残存する障害及びその程度は、いずれの測定値に依拠しても、障害等級第9級を超えるとはならないものであり、請求人の障害等級を第9級と判断した監督署長の判断は妥当であると判断する。

(3) なお、請求人は腰部骨折による疼痛、右足の疼痛の深刻さや歩行困難等を理由に障害等級第9級を超える旨主張するが、一件記録を精査しても請求人には本件災害による腰部に関する骨折の診断はなく、そして、右足に残存する神経

症状は、決定書理由で説示するとおり、股関節・膝関節の機能障害と通常派生する関係であることから障害等級に該当せず、請求人の主張を採用することはできない。

3 結論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。